

令和5年度

徳島県予防接種広域化事業

令和5年度 予防接種委託料（単価）一覧表
 （県内市町村統一単価となっています）

予防接種の種類	単価（円）
生後1歳未満の予防接種	
BCGワクチン	10,138円
B型肝炎ワクチン(0.25mℓ)	7,076円
B型肝炎ワクチン(0.5mℓ)	7,344円
ロタウイルス1価	15,143円
ロタウイルス5価	10,116円
生後24か月未満の予防接種	
麻しんワクチン（1期）	7,480円
風しんワクチン（1期）	7,491円
麻しん・風しん混合ワクチン（MR）（1期）	11,055円
生後36か月未満の予防接種	
水痘ワクチン	9,350円
生後60か月未満の予防接種	
ヒブ感染症ワクチン	9,192円
小児の肺炎球菌感染症ワクチン	12,558円
生後90か月未満の予防接種	
不活化単独ポリオワクチン	10,392円
四種混合ワクチン（DPT-IPV）（1期）	11,788円
三種混合ワクチン（DPT）（1期）	5,940円
二種混合ワクチン（DT）（1期）	5,830円
日本脳炎ワクチン（1期）	7,047円
2期	
麻しんワクチン（2期）	6,655円
風しんワクチン（2期）	6,666円
麻しん・風しん混合ワクチン（MR）（2期）	10,230円
90か月から20歳未満の予防接種	
日本脳炎ワクチン（1・2期）	7,150円
11歳から13歳未満の予防接種	
二種混合ワクチン（DT）（2期）	5,005円
小学校6年生から高校1年生相当の予防接種	
平成9年4月2日から平成18年4月1日生まれの予防接種	
ヒトパピローマウイルス感染症ワクチン（2価・4価）	16,775円
ヒトパピローマウイルス感染症ワクチン（9価）	28,971円
接種不可	1,996円

令和5年度広域化予防接種各市町村担当課および請求書等締切日について

※請求書および完了報告書を各市町村へ送付するときには予診票も添付してください。

市町村	担当課名	〒	住所	電話番号	完了報告書の提出期日	請求書の提出期日
徳島市	子ども健康課	770-8053	徳島市沖浜東2丁目16	088-656-0540	毎月10日	毎月10日
鳴門市	健康増進課	772-0003	鳴門市撫養町南浜字東浜24-2	088-684-1206	毎月10日	毎月10日
小松島市	保健センター	773-0001	小松島市小松島町字新港9-10	0885-32-3551	毎月10日	毎月10日
阿南市	保健センター	774-0045	阿南市宝田町荒井6-1	0884-22-1590	毎月10日	毎月10日
吉野川市	健康推進課	776-8611	吉野川市鴨島町鴨島115-1	0883-22-2268	毎月10日	毎月10日
阿波市	健康推進課	771-1695	阿波市市場町切幡字古田201-1	0883-36-6815	毎月10日	毎月10日
美馬市	保険健康課	777-8577	美馬市穴吹町穴吹字九反地5	0883-52-5611	毎月10日	毎月10日
三好市	健康づくり課	778-0004	三好市池田町シンマチ1476-1	0883-72-6767	毎月10日	毎月10日
勝浦町	福祉課	771-4395	勝浦町大字久国字久保田3	0885-42-1502	毎月10日	毎月10日
上勝町	住民課	771-4501	上勝町大字福原字下横峯3番地1	0885-46-0111	毎月10日	毎月10日
佐那河内村	健康福祉課	771-4195	佐那河内村下字西ノハナ31	088-679-2971	毎月10日	毎月10日
石井町	健康増進課 (保健センター)	779-3233	石井町石井字石井380-11	088-674-0001	毎月10日	毎月10日
神山町	健康福祉課	771-3395	神山町神領字本野間100	088-676-1114	毎月10日	毎月10日
那賀町	保健センター	771-5410	那賀町大久保字大西3-2	0884-62-3892	毎月10日	毎月10日
牟岐町	健康生活課	775-8570	牟岐町大字中村字本村7-4	0884-72-3417	毎月10日	毎月10日
美波町	健康増進課	779-2305	海部郡美波町奥河内字井ノ上13-2	0884-77-3621	毎月10日	毎月10日
海陽町	子どもあゆみ保健課	775-0395	海陽町奥浦字新町44	0884-73-4313	毎月10日	毎月10日
松茂町	保健相談センター	771-0220	松茂町広島字三番越2-2	088-683-4533	毎月10日	毎月10日
北島町	子育て支援課	771-0207	北島町新喜来字南古田88-1	088-698-8909	提出必要なし	毎月10日
藍住町	保健センター	771-1203	藍住町奥野字矢上前32-1	088-692-8658	毎月10日	毎月10日
板野町	福祉保健課	779-0104	板野町吹田字町南22-2	088-672-5986	毎月10日	毎月10日
上板町	健康推進課 保健相談センター	771-1392	上板町七條字経塚42	088-694-3344	毎月10日	毎月10日
つるぎ町	保健センター	779-4101	つるぎ町貞光字中須賀68-1	0883-62-3313	毎月10日	毎月10日
東みよし町	健康づくり課	779-4795	東みよし町加茂3360	0883-82-6323	毎月10日	毎月10日

令和5年度
徳島県予防接種広域化による
請求書・業務完了報告書

[記載の仕方]

徳島県予防接種広域化委託契約 業務完了報告書

日付は空けてください

令和 年 月 日

〇〇市(町村)長 殿

市町村名をご記入ください

医療機関コード

医療機関所在地

医療機関名

代表者名

電話番号

代表者(理事長又は院長)のお名前も記入の上、医療法人なら理事長印を、個人医療機関なら代表者個人印を押印してください

印

請求年月を記入してください

鮮明に押印してください。

令和 年 月分の徳島県予防接種広域化委託契約について、以下のとおり業務が完了しましたので、ご報告します。

ワクチン区分		延べ接種件数	単価		請求額	備考
BCG		件	10,116	円	円	
不活化ポリオワクチン		件	10,512	円	円	
4種混合		件	11,667	円	円	
3種混合		件	5,852	円	円	
2種混合	90月に至るまで	件	5,947	円	円	
	11歳から13歳未満	件	4,917	円	円	
麻しん風しん混合	1期	件	10,967	円	円	
麻しん単抗原		件	7,392	円	円	
風しん単抗原		件	7,403	円	円	
麻しん風しん混合	2期	件	10,142	円	円	
麻しん単抗原		件	6,567	円	円	
風しん単抗原		件	6,578	円	円	
風しん単抗原	5期	件	6,578	円	円	
日本脳炎	90月未満	件	6,982	円	円	
	90月から20歳未満	件	7,062	円	円	
Hib感染症		件	9,071	円	円	
小児の肺炎球菌感染症		件	12,437	円	円	
ヒトパピローマウイルス感染症	2価・4価	件	16,687	円	円	
	9価	件	28,971	円	円	
水痘		件	9,262	円	円	
B型肝炎	0.25ml	件	7,054	円	円	複数のワクチンについて、不可者があった場合は、備考に
	0.5ml	件	7,324	円	円	
ロタウイルス	1価(ロタリックス)	件	17,121	円	円	
	5価(ロタテック)	件	10,094	円	円	
接種不可者		件	1,964	円	円	
合計		件			円	

徳島県予防接種実施要領

徳島県予防接種広域化実施要領

1 趣旨

予防接種の機会の拡大を図ることにより、感染症の流行を未然に防止し、地域住民の健康の増進に寄与するため、従来の各市町村域内における予防接種体制の充実・強化に努めながら、特別な事情を有する者にあつては、住所地市町村以外の医療機関においても円滑に接種を受けることができる「予防接種広域化」を、各市町村、社団法人徳島県医師会（以下「県医師会」という。）及び徳島県の連携の下、実施する。

2 予防接種広域化の対象者

- (1) 住所地市町村以外の医療機関で予防接種を希望する者
- (2) 定期予防接種を予防接種広域化のみで実施する市町村の住民である者
- (3) 接種不適その他やむを得ない理由により接種機会を逃した者

3 対象予防接種

- (1) 定期予防接種（以下疾病の予防ワクチンのうち、単独・混合のどちらも対象とする）

- ア ジフテリア
- イ 百日咳
- ウ 破傷風
- エ 風しん
- オ 麻しん
- カ 結核
- キ 日本脳炎
- ク ポリオ
- ケ ヒトパピローマウイルス感染症
- コ H i b 感染症
- サ 小児の肺炎球菌感染症
- シ 水痘
- ス B型肝炎
- セ ロタウイルス

なお、各医療機関が、徳島県予防接種広域化委託契約書に基づき、県医師会に委任するに際しては、以下のうちからその協力接種形態を選択するものとする。

A 契約：アからセの全てのワクチンを接種する。

B 契約：アからセのうち、ケを除く他全てのワクチンを接種する。

C 契約：ケのみ接種する。

4 実施期間

予防接種広域化の実施期間は、通年とする。

5 接種の手続

県医師会に委任した医療機関（以下「広域医療機関」という。）は、接種希望者からの申込みにより母子健康手帳、健康保険証等に基づき、住所等所要事項を確認の上、接種を行うものとする。

6 委託料

- (1) 委託料の額は、接種手技料とワクチン代を合算した金額（消費税等を含む。）及び接種不可の場合の額とする。
- (2) 各市町村が支払う委託料の額は、県が示す例示額を参考に、各市町村が地域の郡市医師会と協議の上で定める。

7 委託料の請求及び支払

- (1) 広域予防接種を実施した広域医療機関は、委託料請求書（以下「請求書」という。）及び予診票（自治体によって業務完了報告書）を遅滞なく被接種者の住所地市町村（以下「住所地市町村」という。）に直接送付するものとする。
- (2) 各市町村は、正当な請求書を受理したときは、審査の上遅滞なく支払うものとする。

8 その他の留意事項

- (1) 広域医療機関の医師が診療の結果、接種を見合わせた場合を接種不可とし、接種不可委託料を住所地市町村に請求するものとする。
- (2) ワクチンについては、広域医療機関が購入し、適切に保管するものとし、ワクチンの保管、使用については、昭和41年厚生省公衆衛生局長通知「予防接種ワクチンの取扱いについて」を遵守し、予防接種を実施するものとする。
- (3) 予防接種済証の交付については、厚生労働省の定める「定期接種実施要領（厚生労働省健康局長通知）」に基づき、母子健康手帳を所持した対象者に対して予防接種を行った際には、予防接種の種類等の手帳への記載により予防接種済証に代えるものとする。
- (4) 予防接種広域化契約に係る広域医療機関と県医師会長との委任については、様式1によるものとする。
また、委任事項の変更又は予防接種の実施の辞退については、様式2及び様式3によるものとする。
- (5) 予診票については、各市町村が指定した様式を使用する。ただし、請求書については、県及び県医師会は、あらかじめ各市町村及び広域医療機関に請求書様式を提示するものとする。
- (6) 市町村が、委託料を変更しようとする場合には、県医師会及び関係受託医療機関と事前に十分協議を行い、契約期間満了の1か月前に意思表示をするものとする。
- (7) 広域医療機関は、誤った用法用量でワクチンを接種した、有効期限の切れたワクチンを接種した、血液感染を起こしうる場合等の重大な健康被害につながる恐れのある間違い発生時においては、以下の内容を任意の報告書に基づいて被接種者の住所地の市町村長へ報告するものとする。

ア 予防接種を実施した機関

イ ワクチンの種類、メーカー、ロット番号

ウ 予防接種を実施した年月日（間違い発生日）

エ 間違いに係る被接種者数

オ 間違いの概要と原因

カ 健康被害発生の有無（健康被害が生じた場合は、その内容）

キ 今後の再発予防策

なお、市町村は、上記報告を受け取った場合、以下の内容を追記して、速やかに県に報告すること。

ク 市町村長の講じた事故への対応（公表の有無を含む）

ケ 市町村担当者の連絡先（電話番号、メールアドレス等）

ただし、接種間隔の誤りなど、直ちに重大な健康被害につながる可能性が低い間

違いについては、その間違いの態様ごとに平成29年3月30日付事務連絡の別添様式を用いて、毎年4月15日までに、県に報告すること。

- (8) 広域医療機関において広域予防接種実施中に生じた健康被害については、住所地市町村がその処理に当たるものとする。
- (9) 県は、予防接種広域化の実施に当たり、必要に応じて、契約等に係る市町村の書類の取りまとめや広域医療機関リストの市町村への配布、市町村委託料リストの取りまとめなど、市町村と県医師会との間で事務を取り扱い、相互の連絡調整を図るものとする。
- (10) 予防接種広域化の円滑な実施を目的として、「定期予防接種の接種体制等に関する市町村等連絡調整会議」を設置する。
- (11) この要領は、国の「定期接種実施要領」を補完するものとする。
- (12) この要領で定める事項又はこの要領で定めのない事項で疑義が生じたときは、県等関係者の協議により、解決を図るものとする。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年5月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年2月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年12月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

委 任 状

年 月 日

一般社団法人徳島県医師会長 殿

所在地

法人名

医療機関名

代表者職・氏名

印

(電話番号 - -)

※請求者と同じであること。

定期予防接種（予防接種法第2条第2項に定める予防接種に限る）の対象者が徳島県内において広域的に予防接種を受けることができる体制を整備し、接種機会の拡大とかかりつけ医による接種を推進するため、該当市町村と徳島県予防接種広域化委託契約を締結することについて、一般社団法人徳島県医師会を代理人と定め、次の条件を附して委任します。

なお、当法人・医療機関における接種医師は、次のとおりです。

1 委任するに当たっての条件

(1) 予防接種を実施した際の接種費用（委託料）の請求及び受領は、該当市町村と当法人（医療機関）との間で直接行うものとする。

(参考) 口座名義：

(2) 協力接種形態（選択する接種形態に○を記入）

A 契約

B 契約

C 契約

注：A 契約（定期（A 類疾病）の全てを接種する）

：B 契約（定期（A 類疾病）のうち、ヒトパピローマウイルス感染症ワクチンを除く全てを接種する）

：C 契約（ヒトパピローマウイルス感染症ワクチンのみ接種する）

2 接種医師

氏 名	氏 名	氏 名	氏 名

(注) 適宜別紙として差し支えない。

委任状（変更分）

年 月 日

一般社団法人徳島県医師会長 殿

所在地

法人名

医療機関名

代表者職・氏名

印

※請求者と同じであること。

年 月 日付で、定期予防接種（予防接種法第2条第2項に定める予防接種に限る）の対象者が徳島県内において広域的に予防接種を受けることができる体制を整備するに当たり、該当市町村と契約を締結するため提出した委任状の記載事項に変更がありましたので、次の条件を付けて改めて委任します。

1 協力接種形態

※該当英字に○

	変 更 前	変 更 後
協力接種形態	A・B・C 契約	A・B・C 契約

注：A契約（定期接種（A類疾病）の全てを接種する）

：B契約（定期接種（A類疾病）のうち、ヒトパピローマウイルス感染症ワクチンを除く全てを接種する）

：C契約（ヒトパピローマウイルス感染症ワクチンのみ接種する）

2 委任者名

	変 更 前	変 更 後
所在地		
法人・医療機関		
施設名		
代表者職・氏名		
電話番号	— —	— —

3 口座名義

4 接種医師

氏 名	氏 名	氏 名	氏 名

（注）適宜別紙として差し支えない。

様式 3

辞 退 届

年 月 日

一般社団法人徳島県医師会長 殿

所 在 地

医療機関名

代表者職・氏名

印

※請求者と同じであること。

年 月 日付けで、定期予防接種（予防接種法第2条第2項に定める予防接種に限る）の対象者が徳島県内において広域的に予防接種を受けることができる体制を整備するに当たり、該当市町村と契約を締結するため提出した委任状について、年 月 日付けをもって解除し、広域的な予防接種の実施を辞退いたします。

日医発第 1844 号（健Ⅱ）
令和 4 年 12 月 22 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風に係る定期の予防接種の接種対象者拡大について

今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）宛標記の事務連絡がなされるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

本事務連絡は、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、百日せきによる乳児の重症化予防の観点から、予防接種法の規定による百日せきに係る定期接種の対象者を拡大する方針が了承されたことを踏まえ、下記のとおり連絡するものです。

つきましては貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方、ご高配のほどお願い申し上げます。

記

1 百日せき等に係る定期の予防接種の接種対象者の拡大について

百日せきに係る定期の予防接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン（4種混合ワクチン）又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン（3種混合ワクチン）が使用されていることを踏まえ、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風に係る定期の予防接種の接種対象年齢を生後3月以上から生後2月以上に拡大することとする。

また、これに伴い、不活化ポリオワクチンを使用する場合の接種対象年齢についても、生後3月以上から生後2月以上に拡大することとする。

2 接種対象者の拡大の適用時期について

1でお示した内容を踏まえて予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）及び「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」（平成25年3月30日付け健発0330第2号厚生労働省健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」を改正し、令和5年4月1日から施行及び適用する予定である。

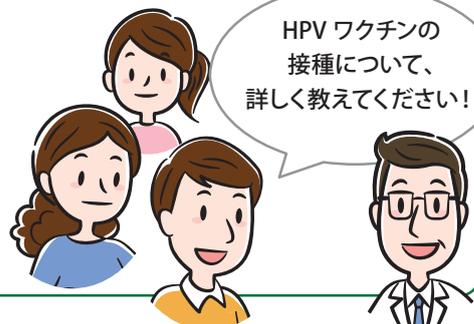
（参考）

- ・第41回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会 資料：
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29181.html
- ・定期接種実施要領（令和4年12月14日付日医発第1798号（健Ⅱ）参照）

ヒトパピローマウイルス 感染症に係る定期接種

(A・C 契約医療機関)

- HPV ワクチンは、平成 22 (2010) 年 11 月から子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業として接種が行われ、平成 25 (2013) 年 4 月に予防接種法に基づく定期接種に位置づけられました。平成 25 (2013) 年 6 月から、積極的な勧奨（個別に接種を勧める内容の文書をお送りすること）を一時的に差し控えていましたが、令和 3 (2021) 年 11 月に、専門家の評価により「HPV ワクチンの積極的勧奨を差し控えている状態を終了させることが妥当」とされ、令和 4 年 4 月から、他の定期接種と同様に、個別の勧奨を行っております。
- HPV ワクチンに関する知識がない方、接種すべきか判断できずに困っている方、接種に不安を抱いている方などが多くおられます。そのような方々に、適切な情報提供をお願いしたいと考えています。
- ワクチンの接種に当たっては、被接種者・保護者に HPV ワクチンの有効性・安全性に関する十分な情報提供・コミュニケーションをはかった上で実施してください。なお、その場合は被接種者とその保護者の不安にも十分配慮ください。



① ヒトパピローマウイルス (HPV) と子宮頸がん

- 子宮頸がんについては、HPVが持続的に感染することで、異形成を生じた後、浸潤がんに至ることが明らかになっています。HPVに感染した個人に着目した場合、多くの感染者で数年以内にウイルスが消失しますが、そのうち数%は持続感染→前がん病変(高度異形成、上皮内がん)のプロセスに移行し、さらにその一部は浸潤がんに至ります。
- 性交経験のある人の多くは、HPVに一生に1度は感染すると言われています。日本においては、ほぼ100%の子宮頸がんでは高リスク型HPVが検出され、その中でもHPV16/18型が50～70%、HPV31/33/45/52/58型を含めると80～90%を占めます。
- 日本では、子宮頸がんの罹患率は年間約1.1万人、それによる死亡者は約2,900人になるなど、重大な疾患となっています。子宮頸がん年齢階級別罹患率は20代から上昇し、40代でピークを迎えます。
- 子宮頸がん自体は、早期に発見されれば予後の悪いがんではありませんが、妊孕性を失う手術や放射線治療を要する20代・30代の方が、年間約1,000人います。また、前がん病変に対して行われた円錐切除術の件数は年間1.3万件を超えています。円錐切除術後は、流産のリスクが高まると言われています。

② HPVワクチンの効果(有効性) 詳しくはこちらへ

<https://www.mhlw.go.jp/content/000892337.pdf>



- HPVワクチンは2006年に欧米で使われ始めた比較的新しいワクチンであり、海外や日本で行われた疫学調査では、HPVワクチンを導入することにより、子宮頸がんの前がん病変(がんになる手前の状態)を予防する効果が示されています。また、接種が進んでいる一部の国では、子宮頸がんそのものを予防する効果があることもわかってきています。
- 公費で接種できるHPVワクチンは3種類あります。
 - 2価HPVワクチン(サーバリックス®)
 - HPV16/18型の感染とそれによる子宮頸部異形成を予防する効果が示されています。
 - 4価HPVワクチン(ガーダシル®)
 - HPV16/18型の感染とそれによる子宮頸部異形成を予防するとともに、HPV6/11型の感染とそれによる尖圭コンジローマも予防することが示されています。
 - 9価HPVワクチン(シルガード®9) ※令和5(2023)年4月から、9価HPVワクチンも公費で接種できるようになりました。
 - HPV16/18/31/33/45/52/58型の感染とそれによる子宮頸部異形成を予防するとともに、HPV6/11型の感染とそれによる尖圭コンジローマも予防することが示されています。
- HPVワクチン接種により自然感染で獲得する数倍量の抗体を、少なくとも12年維持することが海外の臨床試験により明らかになっています。
- HPVワクチン接種で予防されない型のHPVによる子宮頸がんも一部存在します。HPVワクチンの接種歴にかかわらず、子宮頸がん検診を定期的に行うよう、説明・助言してください。

3 HPVワクチンのリスク(安全性) 詳しくはこちらへ https://www.mhlw.go.jp/content/000892337.pdf



- 一定の頻度で発生する副反応については、ワクチンの添付文書をご参照ください。
- 定期接種対象の3種類のワクチンの接種後の症状として頻度の高いものは、接種部位の疼痛、発赤(紅斑)、腫脹です。

発生頻度	サーバリックス®(2価HPVワクチン)	ガーダシル®(4価HPVワクチン)	シルガード®9(9価HPVワクチン)
50%以上	疼痛*、発赤*、腫脹*、疲労	疼痛*	疼痛*
10～50%未満	掻痒、腹痛、筋痛、関節痛、頭痛等	紅斑*、腫脹*	腫脹*、紅斑*、頭痛
1～10%未満	蕁麻疹、めまい、発熱等	頭痛、そう痒感*、発熱	浮動性めまい、悪心、下痢、そう痒感*、発熱、疲労、内出血*等
1%未満	知覚異常*、感覚鈍麻、全身の脱力	下痢、腹痛、四肢痛、筋骨格硬直、硬結*、出血*、不快感*、倦怠感等	嘔吐、腹痛、筋肉痛、関節痛、出血*、血腫*、倦怠感、硬結*等
頻度不明	四肢痛、失神、リンパ節症等	失神、嘔吐、関節痛、筋肉痛、疲労等	感覚鈍麻、失神、四肢痛等

サーバリックス®添付文書(第14版)、ガーダシル®添付文書(第2版)、シルガード®9添付文書(第1版)より改編

* 接種した部位の症状

- 頻度は低いですが、重篤な副反応も報告されています。
アナフィラキシー(蕁麻疹、呼吸器症状などを呈する重いアレルギー)、
ギラン・バレー症候群(脱力などを呈する末梢神経の疾患)、
急性散在性脳脊髄炎(頭痛、嘔吐、意識障害などを呈する中枢神経の疾患)など

■ 疼痛または運動障害などの報告について

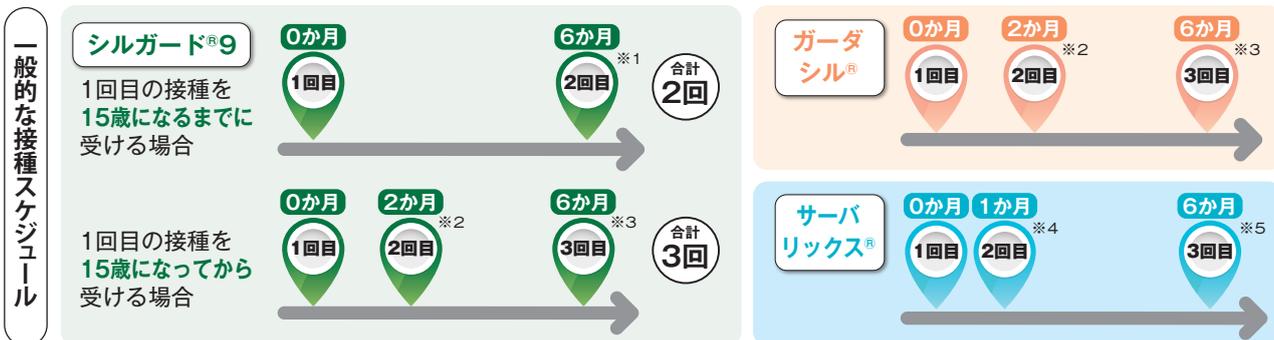
- HPVワクチン接種直後から、あるいは遅れて、広い範囲に広がる痛みや、手足の動かしにくさ、不随意運動などを中心とする多様な症状が現れたことが副反応疑い報告により報告されています。
- この症状のメカニズムとして、①神経学的疾患、②中毒、③免疫反応、④機能的な身体症状(下記「機能的な身体症状とは」参照)が考えられましたが、①②③では説明できず、④機能的な身体症状であると考えられています。
- 「HPVワクチン接種後の局所の疼痛や不安などが機能的な身体症状を惹起したきっかけになったことは否定できないが、接種後1か月以上経過してから発症している症例は、接種との因果関係を疑う根拠に乏しい」と評価されています。
- HPVワクチン接種歴のない方においても、HPVワクチン接種後に報告されている症状と同様の「多様な症状」を有する方が一定数存在したことが明らかとなっています。
- このような「多様な症状」の報告を受け、様々な調査研究が行われていますが、「ワクチン接種との因果関係がある」という証明はされていません。

【機能的な身体症状とは】

- 何らかの身体症状はあるものの、画像検査や血液検査を受けた結果、その症状に合致する異常所見が見つからないことがあります。このような状態を、機能的な身体症状と呼んでいます。
- 症状としては、①知覚に関する症状(頭や腰、関節などの痛み、感覚が鈍い、しびれる、光に対する過敏など)、②運動に関する症状(脱力、歩行困難、不随意運動など)、③自律神経などに関する症状(倦怠感、めまい、嘔気、睡眠障害、月経異常など)、④認知機能に関する症状(記憶障害、学習意欲の低下、計算障害、集中力の低下など)など多岐にわたります。
- 痛みについては、特定の部位からそれ以外の部位に広がることもあります。運動障害などについても診察所見と実際の運動との乖離、症状の変動性、注意がそれた場合の所見の変化など、機能的に特有の所見が見られる場合があります。
- 臨床現場では、専門分野の違い、病態のとらえ方の違いあるいは主たる症状の違いなどにより、様々な傷病名で診療が行われています。また一般的に認められたものではありませんが、病因に関する仮説に基づいた新しい傷病名がつけられている場合もあります。
例：身体症状症、変換症/ 転換性障害(機能的な神経症状症)、線維筋痛症、慢性疲労症候群、起立性調節障害、複合性局所疼痛症候群(complex regional pain syndrome: CRPS)

4 HPVワクチンの接種

- 定期接種対象者 小学校6年～高校1年相当の女子
- 定期接種対象ワクチン 2価(サーバリックス®)、4価(ガーダシル®)、9価(シルガード®9)



3種類いずれも、1年以内に接種を終えることが望ましい。

※1 1回目と2回目の接種は、少なくとも5か月以上あけます。5か月未満である場合、3回目の接種が必要になります。

※2・3 2回目と3回目の接種がそれぞれ1回目の2か月後と6か月後にできない場合、2回目は1回目から1か月以上(※2)、3回目は2回目から3か月以上(※3)あけます。

※4・5 2回目と3回目の接種がそれぞれ1回目の1か月後と6か月後にできない場合、2回目は1回目から1か月以上(※4)、3回目は1回目から5か月以上、2回目から2か月半以上(※5)あけます。

接種時の注意点

- 痛みなどの頻度が高いワクチンであることを被接種者と保護者に伝えてください。
- 接種の痛みや緊張のために、血管迷走神経反射が出現し、失神することがあります。接種後は少なくとも30分間は背もたれのある椅子に座っていただき、座位で様子を見てください。前に倒れる場合がありますので、注意して様子を観察してください。

接種を判断する際のポイント

- ワクチンを接種した後や、けがの後などに原因不明の痛みが続いたことがある方は「機能的な身体症状」が出現する可能性が高いと考えられているため、被接種者と保護者に十分確認してください。
- 接種後に現れた症状により、以降の接種を中止もしくは延期することが可能です。2回目以降の接種時には、前回接種後の症状の有無を被接種者と保護者に確認してください。

2価・4価HPVワクチンと9価HPVワクチンとの交互相種について

- HPVワクチンの接種は、原則、同じ種類のワクチンで実施します。しかしながら、2価または4価HPVワクチンで規定の回数の一部を完了し、9価HPVワクチンで残りの回数の接種を行う交互相種についても、実施して差し支えないこととしています。
- 世界保健機関(WHO)や諸外国の保健機関においても、基本的には同じ種類のワクチンでの接種が推奨されています。しかしながら、やむを得ない場合には、交互相種も許容されています。また、現時点において、交互相種における免疫原性や安全性に関する懸念は報告されていません。
- 接種にあたっては、被接種者と保護者に対し、十分な説明を行った上で実施してください。
- なお、2価または4価HPVワクチンで接種を開始し、定期接種として9価HPVワクチンで接種を完了する場合は、9価HPVワクチンの接種方法に合わせ、1回目と2回目の間隔を1か月以上、2回目と3回目の間隔を3か月以上空けて接種します。また、キャッチアップ接種の対象者についても、交互相種を実施して差し支えありません。

参考資料はこちら

<https://www.mhlw.go.jp/content/000892337.pdf>



5 接種後に体調の変化などを訴える方が受診した場合の対応

- ワクチン接種直後から、あるいは遅れて接種部位や接種部位と異なる部位の持続的な痛み、倦怠感、運動障害、記憶など認知機能の異常、その他の体調の変化などを訴える患者が受診した場合には、**HPVワクチン接種との関連を疑い症状を訴える患者が存在することを念頭に置き、傾聴の態度(受容、共感)を持って接し、共感を表明しつつ、診療にあたってください。**
- 患者が落ち着いて診療を受けられるよう、また治療方針が首尾一貫するように取りはからいしつつ、自分が主治医として診療するか、協力医療機関、専門医療機関の医師に紹介するかを検討してください。**患者の行き場が無くなる状況とならないように、紹介する際も、主治医が決定するまでは責任を持ってご自身で診療にあたってください。**
- 副反応疑い報告を行うか検討してください。(参照)日本医師会・日本医学会発刊「HPVワクチン接種後に生じた症状に対する診療の手引き」www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou28/dl/yobou150819-2.pdf
- HPVワクチン接種後に生じた症状について、患者により身近な地域で適切な診療を提供するため、各都道府県において協力医療機関が選定されています。

HPV ワクチン接種後に生じた症状の診療に係る協力医療機関

https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou28/medical_institution/index.html



被接種者が接種後に生じた症状で困ったときの相談窓口(都道府県ごとに設置)

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou28/madoguchi/index.html>



Q&A

Q：副反応疑い報告って何ですか？

- A：**● ワクチン接種による副反応が疑われる症例については、ワクチン接種との因果関係を問わず、報告を集めています。詳しくは、厚生労働省ホームページ「予防接種法に基づく医師等の報告のお願い」をご参照ください。
https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou20/hukuhannou_houkoku/index.html
- 令和4(2022)年9月末までに報告^{※1}されたHPVワクチンの副反応疑いの総報告数は、サーバリックス[®]およびガーダシル[®]で3,538人(1万人あたり約9人^{※2})で、シルガード^{®9}で40人(1万人あたり約8人^{※3})です。
うち医師または企業が重篤と判断した報告数は、サーバリックス[®]およびガーダシル[®]で2,042人(1万人あたり約5人^{※2})で、シルガード^{®9}で36人(1万人あたり約7人^{※3})です^{※4}。
- 接種との因果関係を問わず、接種後に起こった健康状態の異常について副反応疑いとして報告された症例については、厚生労働省の審議会において、報告頻度や症例の概要などを確認し、安全性に係る定期的な評価を継続的に実施しています^{※5}。

※1 企業報告は販売開始から、医療機関報告は平成22(2010)年11月26日からの報告

※2 出荷数量より推計した接種者数384万人(サーバリックス[®]241万人、ガーダシル[®]143万人)を分母として1万人あたりの頻度を算出

※3 出荷数量より推計した接種者数5.2万人を分母として1万人あたりの頻度を算出

※4 ワクチン接種に伴って一般的に起こりうる過敏症など機能性身体症状以外の認定者も含んだ人数

※5 審議会における議論の詳細については https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-kousei_284075.html に掲載

Q：予防接種健康被害救済制度って何ですか？

- A：**● 予防接種の副反応による健康被害は、極めて稀ですが、不可避免的に生じるものですので、接種に係る過失の有無にかかわらず、予防接種と健康被害との因果関係が認定された方を迅速に救済する制度を設けています。
詳しくは厚生労働省ホームページ「予防接種健康被害救済制度について」をご参照ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kenkouhigaikyusai.html
- 日本の従来からの救済制度の基本的な考え方「厳密な医学的な因果関係までは必要とせず、接種後の症状が予防接種によって起こることを否定できない場合も救済の対象とする」に沿って、救済の審査を実施しています。
- 令和4(2022)年3月末までにHPVワクチン接種との因果関係が否定できないとして救済制度の対象となった方は、審査された596人中、349人です。(予防接種法に基づく救済の対象者が、審査した計60人中、32人、PMDA法に基づく救済の対象者が、審査した計536人中、317人となっています。)

お役立ち資料集

厚生労働省「ヒトパピローマウイルス感染症～子宮頸がんとHPVワクチン～」

HPV ワクチンに関する情報を一元的にお知らせしています。
www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou28/index.html



厚生労働省「予防接種情報」

HPV ワクチンを含む、予防接種法に基づいて行われる各ワクチンの定期接種に関する情報をお知らせしています。
www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/yobou-sesshu/index.html



厚生労働省「厚生科学審議会 予防接種・ワクチン分科会 副反応検討部会」

HPV ワクチンを含む各ワクチンの安全性の評価などを定期的に行っている審議会です。
www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-kousei_284075.html



筋肉内注射の注意とポイント(動画)

HPV ワクチンと同じく筋肉内注射である、新型コロナワクチン接種を安全に行うためのポイントを説明しています。
(厚生労働行政推進調査事業費補助金「新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業」「ワクチンの有効性・安全性と効果的適用に関する疫学研究」)
www.youtube.com/watch?v=rcEVMi20tCY



接種対象者とその保護者向けのリーフレットを
厚生労働省ホームページからダウンロードしてお使いいただけます。

厚労省 HPV

検索



【平成9年度生まれ～平成18年度生まれ】までの女性へ

大切なお知らせ

HPVワクチンの接種を逃した方に 接種の機会をご提供します



- 平成9年度生まれ～平成18年度生まれ（誕生日が1997年4月2日～2007年4月1日）までの女性の中に、小学校6年から高校1年の頃に、HPVワクチンの接種の機会を逃した方がいらっしゃいます。
- まだ接種を受けていない方に、あらためて、HPVワクチンの接種の機会をご提供します。

このご案内は、既に接種を受けた方にも届くことがあります。
接種を受けたかどうかは、母子健康手帳などでご確認ください。

対象となる方々について

・次の2つを満たす方が、あらためて接種の機会をご提供する対象となります。

- ➔ 平成9年度生まれ～平成18年度生まれ(誕生日が1997年4月2日～2007年4月1日)の女性
- ➔ 過去にHPVワクチンの接種を合計3回受けていない

※ このほか、平成19年度生まれの方は、通常の接種対象(小学校6年から高校1年相当)の年齢を超えても、令和7(2025)年3月末まで接種できます。

・過去に接種したワクチンの情報(ワクチンの種類や接種時期)については、母子健康手帳や予防接種済証等でご確認ください。

■ なぜ、あらためて、接種の機会が設けられるのですか？

・HPVワクチンの接種を個別にお勧めする取組が差し控えられていた間(※)に、定期接種の対象であった方々の中には、ワクチン接種の機会を逃した方がいらっしゃいます。

・こうした方に、公平な接種機会を確保する観点から、あらためて接種の機会をご提供しています。

※ 接種後に報告された多様な症状等について十分に情報提供できない状況にあったことから、平成25年から令和3年まで、個別に接種をお勧めする取組を一時的に差し控えていました。

令和3(2021)年11月の専門家の会議で、安全性について特段の懸念が認められないことがあらためて確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたことから、個別に接種をお勧めする取組を再開することになりました。

■ 過去に、1回のみ接種した場合や、2回のみ接種した場合にも対象となりますか？

・HPVワクチンは合計3回接種します。1回接種したことがある方は残り2回、2回接種したことがある方は残り1回、公費で接種を受けることができます。

接種可能な時期について

上記の対象者は、令和4(2022)年4月～令和7(2025)年3月の3年間、公費で接種できます。

3回の接種を完了するまでに十分な期間が設けられていますが、希望される方は、なるべく早く接種しましょう。

接種するワクチンの種類とスケジュール

公費で接種できるHPVワクチンは、3種類(2価ワクチン(サーバリックス®)、4価ワクチン(ガーダシル®)、9価ワクチン(シルガード®9(※1))あります。決められた間隔をあけて、同じワクチンを合計3回接種します(※2)。

※1 2023年4月から、シルガード®9も公費で受けられるようになりました。

※2 1回目、2回目に気になる症状が現れた場合は、2回目以降の接種をやめることができます。



一般的な接種スケジュール



※ いずれも、1年以内に接種を終えることが望ましい。

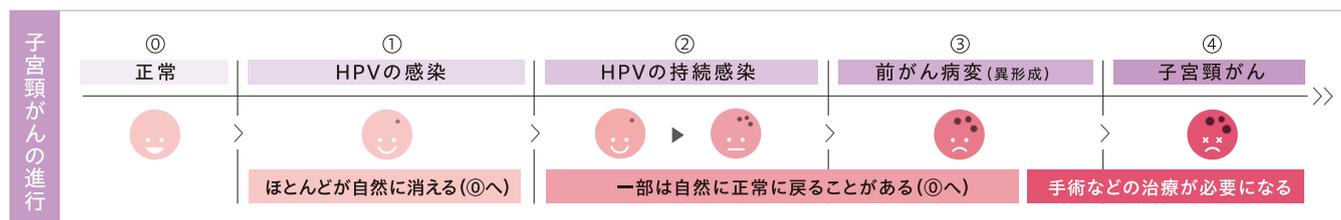
※ シルガード®9は、15歳未満はスケジュールが異なります。

子宮頸がんとは？

- ・日本では毎年、約1.1万人の女性が子宮頸がんにかかり、約2,900人の女性が子宮頸がんで亡くなっています。
- ・また、若い年齢層で発症する割合が比較的高いがんです。患者さんは20歳代から増え始めて、30歳代までのがんの治療で子宮を失ってしまう(妊娠できなくなってしまう)人も、1年間に約1,000人います。

▶ 子宮頸がんにかかるのはなぜ？

- ・子宮頸がんは、子宮の頸部という子宮の出口に近い部分にできるがんです。
- ・HPV(ヒトパピローマウイルス)の感染が原因と考えられています。
- ・感染は、主に性的接触によって起こり、女性の多くが一生涯に一度は感染するといわれています。



子宮頸がんで苦しまないために できることが2つあります。HPVワクチンを受けた方も、検診をお忘れなく！

1 HPVワクチン

▶ HPVの感染を予防します

・ワクチンで防げないHPV感染もあるため、子宮頸がん検診を定期的を受診することが大切です。

2 子宮頸がん検診

▶ がんを早期発見し治療します
▶ 20歳以上の方は、2年に1回

・HPV感染は主に性的接触により起こります。パートナーと共に性感染症の予防も忘れずに。

HPVワクチンの効果とリスク

- ・サーバリックス®およびガーダシル®は、子宮頸がんをおこしやすい種類(型)であるHPV16型と18型の感染を防ぐことができます。そのことにより、子宮頸がんの原因の50~70%を防ぎます(※1)。シルガード®9は、HPV16型と18型に加え、ほかの5種類(※2)のHPVの感染も防ぐため、子宮頸がんの原因の80~90%を防ぎます(※3)。

※1・3 HPV16型と18型が子宮頸がんの原因の50~70%を占め、HPV31型、33型、45型、52型、58型まで含めると、子宮頸がんの原因の80~90%を占めます。また、子宮頸がんそのものの予防については引き続き評価が行われている状況ですが、これまでのサーバリックス®およびガーダシル®での知見を踏まえると、子宮頸がんに対する発症予防効果が期待できます。

※2 HPV31型、33型、45型、52型、58型

- ・HPVワクチン接種後には、接種部位の痛みや腫れ、赤みなどが起こることがあります。まれに、重いアレルギー症状や神経系の症状が起こることがあります。また、広い範囲の痛み、手足の動かしにくさ、不随意運動(動かそうと思っていないのに体の一部が勝手に動いてしまう)といった多様な症状が報告されています。

※ 接種後に体調の変化が現れたら、まずは接種を受けた医療機関などの医師にご相談ください。HPVワクチン接種後に生じた症状の診療に係る協力医療機関をお住まいの都道府県ごとに設置しています。協力医療機関の受診については、接種を受けた医師またはかかりつけの医師にご相談ください。

■ 定期接種の対象年齢(高校1年相当まで)を過ぎても、接種の効果はありますか？

- ・16歳頃までに接種するのが最も効果が高いですが、それ以上の年齢で接種しても、ある程度の有効性があることが、国内外の研究で示されています(※)。
- ・なお、定期接種の対象年齢を過ぎてからの接種について、明らかな安全性の懸念は示されていません。

※ ワクチンが子宮病変を予防する有効性は概ね16歳以下の接種で最も高いものの、20歳頃の初回接種まではある程度有効性が保たれることや、性交経験がない場合はそれ以上の年齢についても一定程度の有効性があることが示されています。性交経験によるHPV感染によって、ワクチンの予防効果が減少することが示されていますが、性交経験がある場合でも、ワクチンの予防効果がなくなってしまうわけではありません。

▶ ワクチンの安全性の確認について

接種が原因と証明されていなくても、接種後に起こった健康状態の異常について報告された場合は、審議会(ワクチンに関する専門家の会議)において一定期間ごとに、報告された症状をもとに、ワクチンの安全性を継続して確認しています。

接種方法について

- ・住民票のある市町村からのお知らせをご覧ください。
- ・過去に受けた接種回数や時期により、接種方法が異なる場合があります。できるだけ母子健康手帳を確認・持参して、市町村や医療機関に相談してください。

予防接種健康被害救済制度について

極めてまれですが、予防接種を受けた方に重い健康被害を生じる場合があります。HPVワクチンに限らず、日本で承認されているすべてのワクチンについて、ワクチン接種によって、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害が残るなどの健康被害が生じた場合は、申請し認定されると、法律に基づく救済（医療費・障害年金等の給付）が受けられます。

HPVワクチンに関する相談先一覧

接種後に、健康に異常があるとき	→ 接種を受けた医師・かかりつけ医師、HPVワクチン接種後に生じた症状の診療に関する協力医療機関 <small>※ 協力医療機関の受診については、接種を受けた医師またはかかりつけの医師にご相談ください。</small>
不安や疑問があるとき、困ったことがあるとき	→ お住まいの都道府県に設置された相談窓口
HPVワクチンを含む予防接種、インフルエンザ、性感染症、その他の感染症全般についての相談	→ 厚生労働省 感染症・予防接種相談窓口
予防接種による健康被害救済に関する相談や、どこに相談したらよいかわからないとき	→ お住まいの市町村の予防接種担当部門

厚生労働省のホームページでは、HPVワクチンに関する情報をご案内しています。

厚労省 HPV

検索



HPVワクチンに関するよくあるQ&Aはこちら→



お問い合わせ先

日医発第 2240 号（健Ⅱ）
令和 5 年 3 月 3 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
釜 菴 敏
宮 川 政 昭
(公 印 省 略)

HPV ワクチンの接種に係る医療機関向け研修会の動画配信について

今般、厚生労働省より本会に対し標記の周知方依頼がありました。
本件は、令和 4 年度 HPV ワクチンの接種に係る医療機関向け研修会を動画配信する旨、連絡するものです。
概要は下記のとおりです。
つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会、関係医療機関等に対する周知方、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

動画 URL :

<https://www.youtube.com/watch?v=FYTahWwY0c0>

議題 :

- (1) 開会挨拶
- (2) 診療マニュアルの紹介
- (3) 子宮頸がんの現状・治療と検診
- (4) 接種前・接種時の説明
接種後症状に対するファーストタッチ医の役割
- (5) 拠点病院、協力医療機関の役割
- (6) 模擬症例について①～③
- (7) 質疑応答
- (8) 接種時の注意点など（動画）
- (9) 副反応疑い報告制度および健康被害救済制度について
HPV ワクチンに関する施策について
- (10) 閉会挨拶

問い合わせ先 :

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室
03 (3595) 3287 内線 2377
kobatake-hiroshi.00x@mhlw.go.jp

令和4年度 HPV ワクチンの接種に係る医療機関向け研修会

1. 視聴方法 厚生労働省専用 Youtube チャンネルにて視聴可能
動画 URL : <https://www.youtube.com/watch?v=FYTahWwY0c0>

2. 対象者 ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種を行う医師、接種後に生じた症状の診療に携わる医師等

3. 議題
 - (1) 開会挨拶
 - (2) 診療マニュアルの紹介
 - (3) 子宮頸がんの現状・治療と検診
 - (4) 接種前・接種時の説明
接種後症状に対するファーストタッチ医の役割
 - (5) 拠点病院、協力医療機関の役割
 - (6) 模擬症例について①～③
 - (7) 質疑応答
 - (8) 接種時の注意点など（動画）
 - (9) 副反応疑い報告制度および健康被害救済制度について
HPV ワクチンに関する施策について
 - (10) 閉会挨拶

4. 問い合わせ先
厚生労働省健康局予防接種担当参事官室
03(3595)3287 内線 2377
kobatake-hiroshi.00x@mhlw.go.jp



事務連絡
令和4年8月24日

徳島県定期予防接種広域化実施医療機関 御中

徳島県医師会

ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の
診療に係る協力医療機関について（ご連絡）

晩夏の候、貴院におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃は、予防接種広域化実施医療機関としてご協力いただきまして感謝申し上げます。

このたび、厚生労働省より標記ワクチンの接種後に、体調の変化などを訴える方が受診された場合に、身近な地域において適切な診療を提供するため、各都道府県において協力医療機関の選定が行われました。

貴院におかれては、徳島県定期予防接種広域化実施医療機関としてヒトパピローマウイルス感染症ワクチンが接種できる契約をしておりますので、**接種後に症状を呈した患者に関するご相談等**ありましたら、下記の協力医療機関の窓口へお問い合わせいただければと思います。

記

医療機関名	徳島大学病院
窓口診療科名	患者支援センター
連絡先	088-633-9107

※全国の協力医療機関については、厚生労働省ホームページ「ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療に係る協力医療機関及び厚生労働行政推進調査事業研究班の所属医療機関（令和4年7月20日現在）」をご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000968184.pdf>